平成２６年（フ）第２１７号
茨城県土浦市天川２丁目３番23号
破産者　平澤　康信
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
福岡県久留米市田主丸町鷹取679―１　アヴニール305、住民票上の住所福岡県うきは市浮羽町朝田551番地
破産者　平川　清久
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１８２０号
愛知県半田市美原町１丁目250番地の３
破産者　坂本　利光
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８４８号
愛知県岡崎市宮地町字寺北16番地５　ブルーサンズセントラル110、従前の住所名古屋市北区上飯田西町２丁目49番地
破産者　坂田　圭司
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９号
福岡県柳川市田脇774番地　セジュールリコエールＡ103号、破産手続開始決定時の住所福岡県柳川市大和町中島457番地１　コーポ中島201号
破産者　萩尾　　晃
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
北九州市小倉南区長尾２丁目１番１号　111号
破産者　山下　美紀
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６００号
北九州市門司区高田１丁目３番26号
破産者　勝原時計店こと　勝原　國雄
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９６号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1209―２エルガーデン202号室、住民票上の住所佐賀県伊万里市木須町3238番地１
破産者　中尾　晴子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１０４号
佐賀県伊万里市東山代町長浜2408番地８
破産者　草野　教彰
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１４５号
佐賀県武雄市武雄町大字永島18103番地２
破産者　小田　慎也
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８４９号
札幌市白石区東札幌４条２丁目１番23号
破産者　中野　卦子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６号
宮城県黒川郡大衡村大森字舞台沢１番地１、住民票上の住所仙台市若林区六丁の目中町19番15―606号
破産者　松浦　弘信
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
宮城県大崎市古川栄町11番２―５号　古川栄町住宅48号、申立時の住所宮城県大崎市古川若葉町２丁目10番３―５号　古川若葉町住宅111号
破産者　阿部ちやき
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
山形県上山市高野字高野原102番地の１
破産者　篠原　政美
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７９号
山形県上山市高野字高野原102番地の１
破産者　篠原　芳江
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０号
福島県二本松市若宮１丁目148―９、開始決定時の住所山形県南陽市島貫598番地の３
破産者　伊澤　武和
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第７４号
群馬県太田市内ケ島町1312番地20
破産者　須永　政雄
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４８１号
川崎市多摩区栗谷１丁目７番９号　サンスーシ303
破産者　小田島秀典
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係